



違法設置禁止

電気さくの正しい設置のお願い

電気さくの不適切な設置は、
人や家畜の死傷事故に
つながります！



家庭用電源から直接
電気を供給しない。

家庭用電源から直接、電気さくに電気を供給することは絶対に行わないでください。感電事故や火災につながるおそれがあります。



電気さくの設置にあたっては、法令等により定められる事項を守ってください。

安全のための設置ポイント ①

電気さく用電源装置を使用すること。



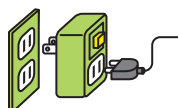
安全のための設置ポイント ②

危険である旨の表示をすること



安全のための設置ポイント ③

漏電遮断器を設置すること



安全のための設置ポイント ④

開閉器(スイッチ)を設置すること



詳細は裏面へ ▶▶▶

電気さくとは

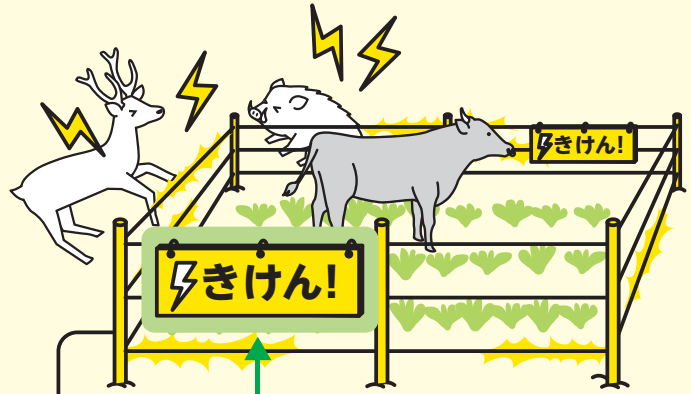
- 電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。
- 危険防止のため、電気事業法関係法令によって設置方法が定められています。

安全のための設置ポイント

安全のための設置ポイント ①

電気さく用電源装置の使用

人に危険を及ぼすことがないように、必ず出力電流が制限される電気さく用電源装置から電気を供給してください。



安全のための設置ポイント ②

危険である旨の表示

人が見やすいように、必ず危険である旨の表示をしてください。

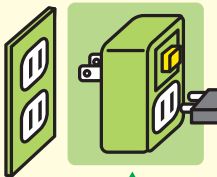
※人が接触した際に流れる衝撃電流は瞬間的であり、通常は人体に危害を及ぼすものではありませんが、高電圧で充電された裸電線という特異な設備であり、触れた場合には衝撃を受けるため表示が定められています。

電気さく用電源装置

開閉器
(スイッチ)



コンセント式
漏電遮断器



安全のための設置ポイント ③

漏電遮断器の設置

人が立ち入る場所に使用電圧30V以上の電源から電気供給を受け設置する場合には、漏電遮断器を設置してください。

※蓄電池等から電気供給を受ける場合も漏電遮断器が必要です。

安全のための設置ポイント ④

開閉器(スイッチ)の設置

事故等の際に容易に電源から開放できるように、開閉器(スイッチ)を設置してください。

※電気さく用電源装置に付属されている場合は追加する必要はありません。

その他の自主的な安全基準については、日本電気さく協議会HPをご参照ください。

【日本電気さく協議会 安全の為に自主基準】 <http://www.nihondenkisakukyogikai.org/safetystandards/>

電気さくの設置方法に関する問い合わせ先

北海道産業保安監督部	011-709-1795	中部近畿産業保安監督部 近畿支部	06-6966-6056
関東東北産業保安監督部 東北支部	022-221-4947	中国四国産業保安監督部	082-224-5742
関東東北産業保安監督部	048-600-0386	中国四国産業保安監督部 四国支部	087-811-8585
中部近畿産業保安監督部	052-951-2817	九州産業保安監督部	092-482-5519
中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	076-432-5580	那覇産業保安監督事務所	098-866-6474

【パンフレットに関する問い合わせ先】

経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課
〒100-8986 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
TEL (03)-3501-1742 FAX (03)-3580-8486

【鳥獣被害対策全般に関する問い合わせ先】

農林水産省 農村振興局 農村環境課 鳥獣対策室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
TEL (03)-6744-7642 FAX (03)-3502-7587

【電気さく用電源装置に関する問い合わせ先】 日本電気さく協議会 HP <http://www.nihondenkisakukyogikai.org/>